平成２５年（フ）第１８４号
神奈川県横須賀市野比３丁目36番10―303号
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５３号
松江市淞北台34番10―1036号
債務者　安達　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２８号
青森市大字四ツ石字里見１番地１
債務者　高谷六根子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
青森県上北郡横浜町字大豆田61番地６
債務者　飯田　千春
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
愛媛県四国中央市寒川町2253番地８、前住所愛媛県四国中央市中曽根町2536番地１
債務者　青木　成人
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２４号
山口県防府市仁井令町20番12号　アーバンハイツＡ棟202号室、前住所山口県防府市伊佐江町１番18号
債務者　小川　和彦
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
山口県防府市仁井令町20番12号　アーバンハイツＡ棟202号室、前住所山口県防府市伊佐江町１番18号
債務者　小川　信彦
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１号
兵庫県淡路市久留麻1966番地８、前住所兵庫県淡路市大谷946番地の２
破産者　北門　一郎
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２３号
奈良県香芝市畑７丁目４番26号、前住所奈良県香芝市下田東１丁目314番地７
破産者　野々宮忠臣
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３１４号
札幌市白石区北郷３条４丁目７番10―503号
破産者　鈴木　勝彰
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１９号
札幌市白石区北郷３条４丁目７番10―503号
破産者　鈴木理恵子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
秋田県大仙市大曲飯田町３番２号　サンハイム飯田Ｂ201号室
破産者　髙橋美津子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１６０号
埼玉県深谷市西島町３丁目13番地５
破産者　栃堀　嘉伸
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７７号
埼玉県行田市大字若小玉3882番地５
破産者　小林　良介
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２５２号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1575番地２　ニューシティー嵐山Ⅱ101号
破産者　池戸　信行
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８３号
福井市乾徳４丁目３番２号　乾徳コーポ503、開始決定時の住所福井市加茂河原４丁目１番11号
破産者　村上　俊一
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
福井市門前１丁目1706番地、開始決定時の住所福井市大瀬町第19号107番地
破産者　藤木　静江
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３９号
名古屋市守山区白山２丁目903番地の３、従前の住所名古屋市千種区向陽町１丁目３番地の２　ロイヤルアーク覚王山１Ｂ号
破産者　新居　愛里
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部